

納骨堂奉安室から他の墓地・納骨堂への遺骨返納手続きについて

- 1 現在焼骨がある墓地や納骨堂から、他の墓地や納骨堂へ焼骨を移動することを「改葬」といいます。
- 2 和田墓地納骨堂奉安室より焼骨を他の墓地や納骨堂へ移すときは「改葬許可証」が必要です。改葬許可証は、福岡市南区役所で交付します。
- 3 改葬手続きの流れは次のとおりです。
 - ①「改葬許可申請書」を南区役所又はインターネットよりダウンロードし、記入例を参照して記入します。
※改葬許可申請書は2部(一部はコピー可)が必要です。
 - ②「納骨堂奉安室遺骨返納届(様式 3号)」に記入します。
 - ③ ①と②の書類を下記の宛先迄送付してください。
 - ④ 納骨堂管理委員会より「改葬許可申請書」2部、返送します。
 - ⑤「改葬許可申請書」2部を受取り後、福岡市南区役所の生活環境課へ行き、「改葬許可申請書」2部を提出後、「改葬許可証」が交付されます。
 - ⑥「改葬許可証」を提示し、和田墓地納骨堂奉安室から焼骨を取り出します。
- 4 和田墓地納骨堂奉安室から焼骨の取出し日時について
 - ・毎月(8月を除き)の開放日、第2日曜日の12時～15時迄開放しています。
 - ※8月の開放日は13, 14, 15日の10時～15時迄開放しています。
 - 開放日以外に取出しを希望される場合は、各々教会の納骨堂委員へご相談ください。
 - ・奉安室の鍵は必ずお持ちください。(納骨堂委員が解錠することはできません。)

※上記の書類を下記の宛先迄郵送をお願いします。

〒810-0041
福岡市中央区大名2-7-7
カトリック大名町教会内
福岡教区納骨堂管理委員会宛

- 5 改葬手続き等についての問い合わせ
 - ・納骨堂管理委員会事務局迄
Tel 080-2771-6544
 - ・各々教会の納骨堂委員迄